大阪がん循環器病予防センター研究者行動規範

大阪がん循環器病予防センター(以下「センター」という。)において、学術研究の信頼性及び公平性を確保するとともに、研究活動を行う機関としての社会的な責任を果たすため、研究活動を行うすべての者(以下「研究者」という。)を対象として、公的研究費の使用に関する行動規範については以下のとおりとする。

研究者は、この行動規範に定める事項を遵守し、学術研究の適切なマネジメントに努めるとともに、広く社会の発展に寄与するよう努めなければならない。

- 1. 研究者等は、公的研究費が財団の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び財団が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
- 3. 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6. 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

附則 この規範は平成26年10月15日から施行する。

附則 この規範は平成28年2月1日から施行する。

附則 この規範は平成30年4月1日から施行する。

附則 この規範は令和3年4月1日から施行する。